

2. 対象となる袋（法令に基づく対象外の袋）

再確認

法令に基づく対象外の袋

→ 規制の対象外にて、価値付けと有償化望ましい。

環境性能が認められ、**その旨の表示がある**以下3種類の袋

1. プラスチックのフィルムの**厚さが50マイクロメートル以上**

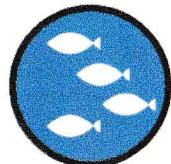
繰り返し使用することが可能なため、
プラスチック製買物袋の過剰な使用
抑制に寄与



- 【必要な表示】
- ・フィルムの厚さが50マイクロメートル以上
 - ・繰り返し使用を推奨

2. 海洋生分解性プラスチックの配合率**100%**

海洋で分解するプラスチックであるた
め、海洋プラスチックごみ問題対策に
寄与



- 【必要な表示】
- ・海洋生分解性プラスチックの配合率100%
 - ・第三者による認定または認証

3. バイオマス素材の配合率**25%以上**

植物由来であるため、地球温暖化
対策に寄与



- 【必要な表示】
- ・バイオマス素材の配合率25%以上
 - ・第三者による認定または認証



健康関連取引適正事業団

2020年 7月16日 情報提供
(再確認)

2. 対象となる袋（法令に基づく対象の袋）

法令に基づく対象の袋

消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製の買物袋

＜判断ポイント＞

[1.素材]

対象



プラスチック

対象外



紙



布

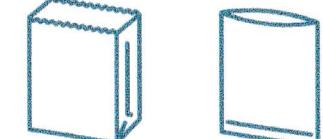
[2.持ち手]

対象



持ち手がある

対象外



持ち手がない

[3.商品を入れるか]

対象



袋の中身が商品

対象外



景品



試供品

※表示により商品と明確に区別されるもの

[4.辞退できるか]

対象



消費者が辞退できる

対象外



袋が商品の一部



別の法令で決められたもの
(免税の袋など)